

## 1 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の所得税と住民税の一致

特定配当所得等及び特定株式譲渡所得について、平成 29 年度税制改正により所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されていますが、令和 4 年度税制改正により、個人住民税の課税方式は所得税と一致させることとなります。

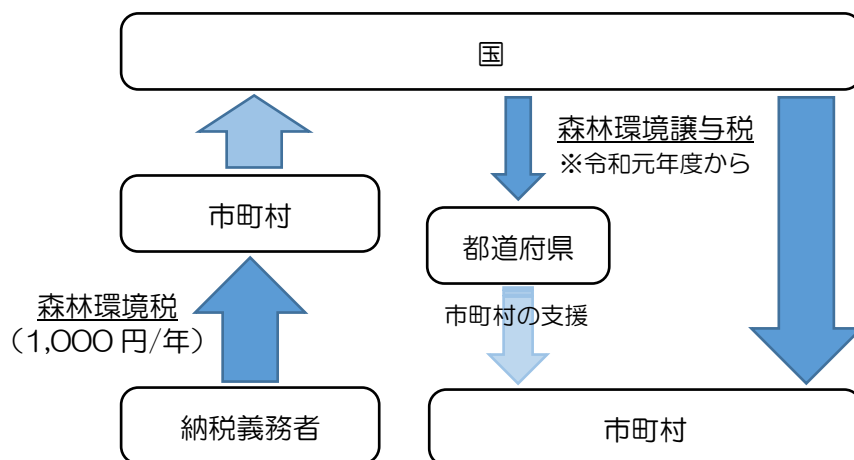
これにより、所得税と住民税で税制上の有利・不利を踏まえた選択が一切できなくなります。

## 2 森林環境税の創設

パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税は、個人住民税均等割と併せて 1 人年額 1,000 円を国税として徴収します。その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

令和 5 年度までは、東日本大震災からの復興と市が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため県民税・市民税それぞれ年額 500 円引き上げられていましたが、それが終了するため負担額は変わりません。



## 3 国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける場合

令和 5 年 1 月 1 日以後に支払いを受ける給与等の源泉徴収や年末調整に当たって、給与等の支払いを受ける国内居住者の方が、非居住者である親族について、扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族に係る「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」または「38 万円送金書類」を給与等の支払者に提出・提示する必要があります。

また、年末調整ではなく確定申告で非居住者を扶養親族として控除の適用を受ける場合は、上記必要書類を確定申告書に添付又は確定申告書提出の際に提示する必要があります。